

# 所有権移転届出書

令和 年 月 日

|      |             |                      |  |    |
|------|-------------|----------------------|--|----|
| 新所有者 | 住 所         | 〒                    |  |    |
|      | 生年月日        | 平成 昭和 大正 明治<br>年 月 日 |  |    |
|      | ふりがな<br>氏 名 |                      |  | 電話 |
| 旧所有者 | 住 所         | 〒                    |  |    |
|      | 生年月日        | 平成 昭和 大正 明治<br>年 月 日 |  |    |
|      | ふりがな<br>氏 名 |                      |  | 電話 |

西三河都市計画事業幸田荻谷土地区画整理事業

施行者 幸田荻谷土地区画整理組合

代表者 理事長 稲 吉 徳 幸 様

次表の土地について令和 年 月 日 所有権を移転しましたので、土地区画整理法第26条第1項の規定に基づき貴組合に対して有する権利義務を引き継ぎ、かつ貴組合事業に協力することを誓約し届け出ます。

| 令和 年 月 日 登記簿登記事項（従前の土地） |   |                    |    |                           | 仮 換 地    |          |                         |                              | 摘要 |
|-------------------------|---|--------------------|----|---------------------------|----------|----------|-------------------------|------------------------------|----|
| 大字                      | 字 | 地番                 | 地目 | 登記地積<br>(m <sup>2</sup> ) | 街区<br>番号 | 画地<br>番号 | 地積<br>(m <sup>2</sup> ) | 過・不足<br>地積 (m <sup>2</sup> ) |    |
|                         |   |                    |    |                           |          |          |                         |                              |    |
| 所有権移転の原因                |   | 売買・贈与・相続・競売・その他（ ） |    |                           |          |          |                         |                              |    |

## 備考

- 登記事項証明書等、所有権の移転を証する書類を添付してください。
- 土地所有者が法人である場合は、「住所」「氏名」欄には法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載し、「生年月日」欄は記載しないでください。
- 分筆を伴う所有権移転の場合は、「摘要」欄に「何番から分筆」と記載し、分筆前と分筆後の図面(公図、地積測量図など)を添付してください。
- 所有権以外の登記のある権利の移転の場合は、「所有権」と記載されている部分を訂正し、この様式を用いて届け出してください。
- 換地清算金が発生する場合の徴収金・交付金の清算対象者は、土地区画整理事業の執行上、原則として新所有者が対象です。新・旧所有者間の土地売買契約において、旧所有者が清算する契約になっている場合においても同様です。
- 清算金徴収金において、旧所有者での清算を希望する場合は、別途、「重疊的債務引受通知書」を新旧所有者が連名にて、本人確認書類を添付して提出してください。

※注意：重疊的債務引受通知書を提出した場合においても、新旧所有者が連帯して債務を履行することになりますので、旧所有者が清算できない状況にあった場合、新所有者が清算対象者となります。

- 清算金交付金において、旧所有者が受領する場合、別途、「債権譲渡通知書」を新旧所有者が連名にて、本人確認書類を添付して提出していただく必要があります。

- 新所有者が共有の場合は、別途、「代表者選任届出」を提出し、本書は共有代表者で記入してください。